

香川県立川部みどり園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第39号

香川県立川部みどり園規則の一部を改正する規則

香川県立川部みどり園規則（平成8年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>就労定着支援に関する事</u>その他の居宅において日常生活を営む障害者の福祉に関する事。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 地域生活支援課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居宅において日常生活を営む障害者の福祉に関する事。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。